

様式3

令和5年8月17日

豊田市長 太田 稔彦 様

稲武地域会議
会長 大島 年春

答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記

1 「新たな森林ビジネスの創出」について、個人による森林経営では高齢化や木材価格の低迷により採算が取れず、ビジネスとして成り立たせることが困難なため、企業との連携を図り、森林から収益を得ることが必要です。

- ・企業との連携を図り、森林から収益を得る可能性を探るための仕組みづくりに取り組むこと。
- ・新たな林業経営を構築し、効率化による収益性を確保するなど、山の価値を向上させること。

2 「森林管理のあり方の検討」について、森林を管理していくためには、人的負担と費用負担の軽減につながる支援施策を充実させ、山離れを防ぐことが必要です。

- ・森林維持の支援策を充実させるとともに、管理に伴うリスク・負担を軽減できる維持管理体制を確保すること。

3 「地域づくりにおける森林の活用」について、森林教育を推進すると共に森林の重要性を理解し、森林の活用を学ぶことが必要です。

- ・山の価値を後世へと受け継いでいくために、森林の役割を子どもたちが学習し理解する機会をつくること。
- ・森林から生産される木々草花を利用した地域製品の検討など、森林の利活用について地域住民が学習する機会をつくること。

1 「新たな森林ビジネスの創出」をするために

【仕組みづくりの具体例】森林の管理運営を企業に委託する。

【内容】

・森林所有の譲渡は森林管理を放棄することになり、森林が荒れてしまう要因になるため、土地の権利は土地所有者に残し、森林の管理運営は企業に委ねる。

【山の価値を向上させる具体例】集団経営により運用する。

【内容】

・企業委託により森林の集団経営を行い、運用による収益の一部を土地所有者に配分することで、森林の価値を高める。

2 「森林管理のあり方の検討」をするために

【人的負担軽減の具体例】スマート林業の導入、山林に触れる機会をつくり森林作業員を育成する。

【内容】

・森林の機能を持続していく組織として、財産区は有効な団体であるが、財産区を含め森林所有者の高齢化・継承者不足により広範囲の森林を維持していくのは困難な状況にあるため、最先端機器を導入したスマート林業を推進する。

・また、森林作業を支援するための森林作業員を育成するとともに、企業による応援体制を充実させ、森林作業の負担軽減を図る。

【費用負担軽減の具体例】伐採作業時の木材伐採・搬出への補助金を支給する。

【内容】

・森林作業において収益の阻害となっている、木材伐採・搬出の費用負担の軽減を図る。

3 「地域づくりにおける森林の活用」をするために

【学びの具体例】森林学校（森づくり教室、親子森林体験など）を開催する。

【内容】

・森林が担っている役割・必要性を理解するため、子どもたちに愛着を持たせる森林学習や体験の場を充実させる。

・森林の用途について、地域住民が多種多様な考えを取入れながら、意見交換できる学びの場を創出する。